

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第83号

(平成27年10月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目次 ～

マイナンバー制度をかたる手口が急増！(2面)

IP電話や光回線の契約は慎重に！(3面)

介護ベッドや電動車いすの事故にご注意！(4面)

## 1 この秋はお出かけするなら

# 消費生活フェスタ2015 へ行こう！！

**11/28(土)****入場無料**

昨年の「京都コンシューマーフェスティバル2014」に引き続き、今年も、小さなお子さまから高齢者の方々までが、消費生活について楽しみながら学んでいただける参加型のイベントを開催します。たくさんの皆様のご来場をお待ちしています！

楽しそうだね！

家族みんなで  
行ってみよう！

### ■ 開催日時

平成27年11月28日(土) 午前10時～午後3時30分

### ■ 開催場所

みやこめっせ(京都市勧業館)3階 第3展示場B面 (左京区岡崎成勝寺町9番地の1)

### ■ 実施内容

#### ① ステージイベント

KBS京都ラジオ「ほっかほかラジオ special in 消費生活フェスタ」の公開生放送  
人気のジバニャンがやってくる！妖怪ウォッチのバラエティショー  
台車ぶるる君見参！「いのちを守る」すまいの耐震セミナー など

#### ② ブース出展

料理研究家 力石さちさんによるエコ料理調理実演  
消費者カアップ！消費生活クイズ など  
京都産食材を使った飲食ブースもご用意しています。

### ■ その他

「京都やんちゃフェスタ(第2部)」,「すこやかフェア」及び「エコまちフェスタ」と同時開催します。

## 2 マイナンバー制度をかたる手口が急増！

10月から番号の通知が開始されているマイナンバー制度※に合わせて、行政機関の職員をかたり、口座番号等の個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問があったとの相談が全国的に急増しています。

来年1月から、社会保障や税等の手続きでマイナンバーが必要となります。その時期が近づくにつれ、同様の手口がますます増えると予想されますので、十分注意しましょう！

こんな電話や訪問には要注意！！  
以下は実際にあった事例です。

- お金を支給するので振込先の口座番号を教えてください。制度が始まると手続きが面倒になる。
- 制度に伴い、個人情報を調査している。資産状況を把握しないとけないから教えてください。
- 制度を知っているか。制度が始まると、金融機関に登録した個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない。



### アドバイス

- **不審な電話や訪問があっても、個人情報を話したり、お金を振り込んだりしてはいけません。**
- 社会保障や税等の法律で決められた手続きで行政機関や勤務先等に提示する以外は、**むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。**
- 上記で挙げた事例以外に、今後想定されるのは「あなたのマイナンバー情報が漏れている」などと電話で不安をあおり、「確認のため」と言って住所や家族構成などを聞き出したり、「情報漏れを防ぐ」などと持ちかけ、セキュリティー費用として金銭を要求したりする手段などがあります。
- 不審な電話や訪問があった場合は**相手にせずに、家族などの身近な人や、京都市消費生活総合センター、最寄りの警察署に相談するようにしましょう。**



**京都市消費生活総合センター**の相談窓口は **☎256-0800** です。

(相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時)

※ マイナンバー制度

国内に住民票がある国民一人ひとりに12桁の番号を割り当て、国や自治体が社会保障や税関連の情報を効率的に管理できるようにする制度のことです。番号を法律で決められた事務以外の目的で取得・利用することは禁止されています。

### 3 IP電話 や 光回線 の契約は慎重に！

IP電話や光回線の契約をめぐるトラブルが広がっています。これらの電気通信サービスは、契約内容を理解しないまますぐに契約してしまい、トラブルとなることが多いです。

契約書を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度は、**電気通信サービスの場合、訪問販売や電話勧誘であっても適用されないため、解約時に解約料を請求されることがあります。**また、**解約すると電話番号が変更になることもあります。**以下に具体的な事例を紹介しますので、みなさんもお注意ください。

#### 事 例

- 電話会社を名乗る人から自宅に電話があり、「今の固定電話はいずれ使えなくなるし、インターネット電話の方が電話料金が安くなる」と言われて申し込んだ。しかし、翌月の請求書を見たら、反対に高くなっていて。今後インターネットを使う予定もないので、解約したい。  
⇒ IP電話をめぐる契約トラブルの例です。今の固定電話回線が使えなくなることはありません。また、IP電話はインターネットやケーブルテレビの回線を利用した電話のことで、契約前にインターネットやケーブルテレビを利用していない場合は、契約するとこれらの利用料が上乗せされることがあります。
- 訪問してきた事業者に光回線契約を申し込んだら、いつの間にかオプションサービスも契約したことになる。  
⇒ 光回線の契約は複雑であることが多いです。しかも、訪問販売や電話勧誘の場合は、契約時の書面が交付されないことがあるので、誰と何を契約しているのかを契約後に確認できず、請求書が来て初めて気づく場合があります。



#### ～通信サービスを契約するときの3箇条～

##### ① その場ですぐに契約をしない

契約内容で不明な点がある場合は、すぐに契約しないようにしましょう。また、契約時の書面が交付されない場合には、書面の交付を求めるようにし、不要なサービスだと思ったらきっぱり断るようにしましょう。

##### ② 説明を聞くときは誰かに同席してもらう

1人では契約内容を理解できる自信がない場合や、1人では断る自信がない場合には、ご家族などの身近な人に同席を求めましょう。

##### ③ 価格だけでなく、自分がよく利用しているサービスも考慮して検討する

価格の安さやキャンペーン内容に釣られて契約してしまいがちですが、自分が現時点でよく利用しているサービスを確認し、不要なサービスを契約することのないようにしましょう。

お困りのときは京都市消費生活総合センター（☎256-0800）へご相談ください。

## 4 介護ベッドや電動車いすの事故に

**ご注意ください!**

介護ベッドや電動車いすなどの福祉用具でけがをしてしまう事故が多く発生しています。ご高齢の方はとっさに危険を回避することが難しく、死亡・重症等の大きな被害になりやすいため、使い方にご注意ください。

### 事例

- 介護ベッドを使用中に、柵や手すりとの隙間に頭や手を挟み込んで重傷を負った。
- 電動車いすで走行中、用水路や河川に転落して死亡した。
- 電動車いすで踏切を走行中、線路の溝にタイヤが挟まり、身動きが取れなくなりました。



### アドバイス

- 介護に携わる方は、介護ベッドの周囲に頭や手足が入り込みそうな隙間がないかを確認し、必要に応じてカバーやクッションなどで覆うようにしましょう。
- 電動車いすで幅が狭い道路やガードレールがない道路を走行するときは、**路肩に寄りすぎないように**しましょう。また、あぜ道や堤防のように転落の危険がある場所での使用はできるだけ避け、**踏切内を走行するときは線路に対して直角に渡るように**しましょう。

【編集後記】 先日、「契約内容が複雑でも、詳しい内容を理解できないまま契約してしまう人がいる」というご意見をいただきました。内容を理解していないと、相手へ質問しようと思っても何を質問していいかが分からない状態になってしまうので、一方的な説明だけで契約してしまうとのことです。確かに、今回の記事でも取り上げた、電話やインターネットのような通信関連の契約は、プランの仕組や料金の内訳が複雑なことが多いので、多くの方が難しいと感じられると思います。

当センターは、契約トラブルに遭ったときだけでなく、契約について不明な点があるときでもご相談を受け付けています。不安を抱えたまま契約してしまう前に、遠慮なくご相談ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)  
さいむゼロ

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ!



平成27年10月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター



京都市印刷物 第275063号